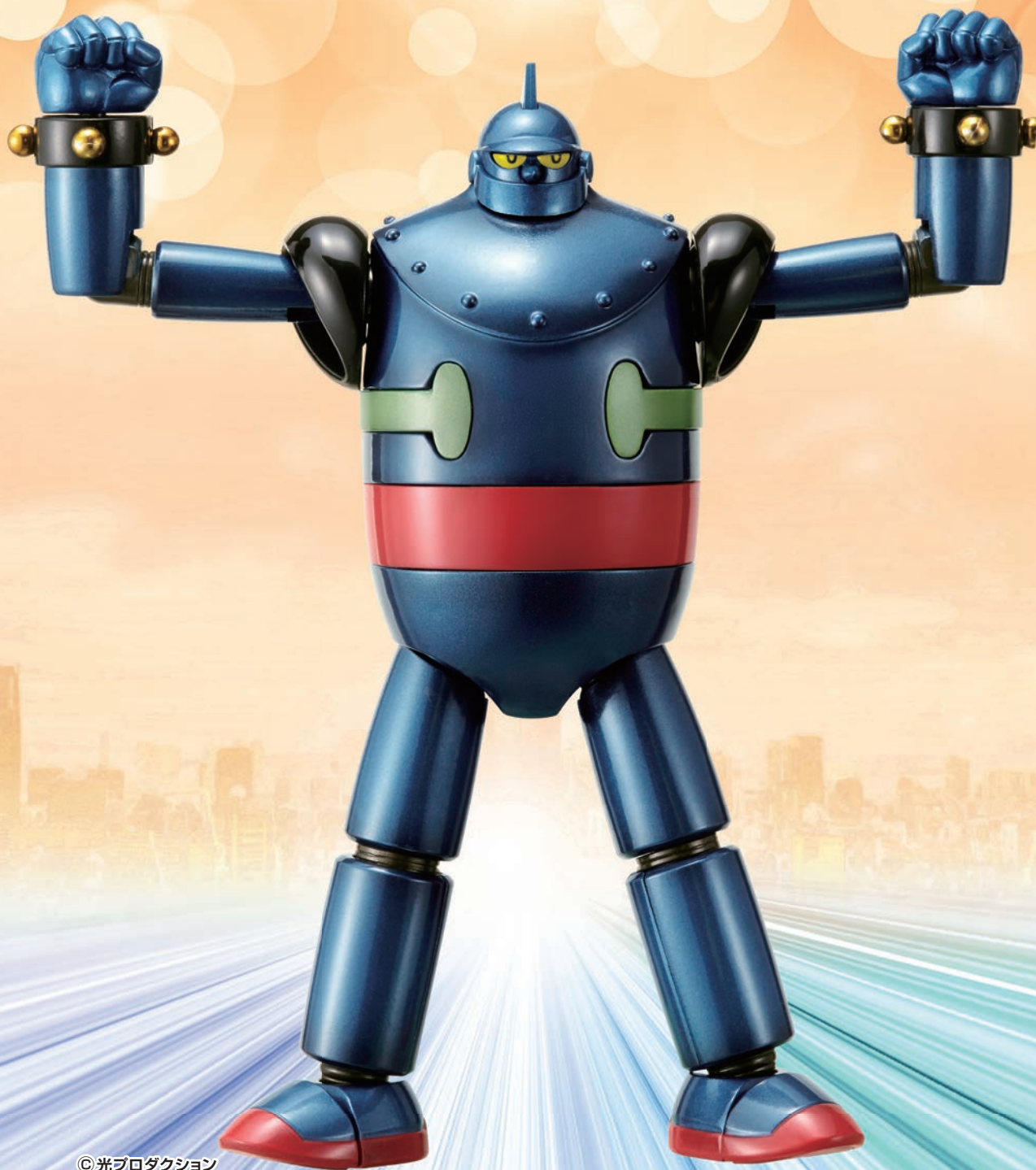


2023年度版

信用保証のごあんない

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



©光プロダクション

信用保証で秋田県の中小企業を応援します



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>



信用保証協会について

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された**公的保証機関**です。中小企業・小規模事業者の方々が金融機関から事業資金を借入れする際に**公的な保証人**となることで資金調達の円滑化を図ると共に、様々な経営支援を通じ、地域の中小企業・小規模事業者の**健全で力強い発展を応援**することを目的としています。

信用保証の利用メリット

- 金融機関からの融資がスムーズに受けられます。**
これから創業される方や金融機関との取引が初めての方でも信用保証を利用して融資が受けられます。
また、当協会が公的な保証人となることで借入しやすくなるとともに、金融機関のプロパー融資との併用により借入枠も拡大されます。
- 経営者保証を不要とする取扱いも可能です。**
(経営者保証とは、金融機関から融資を受ける際に経営者が会社の連帯保証人となることです。)

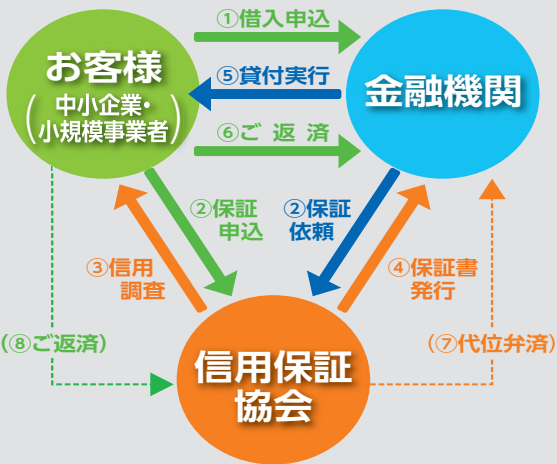
経営者の連帯保証人参加を不要とする取り扱いについて

次の要件に合致する場合は、会社代表者の方の連帯保証を不要として対応します。

種 類	要件の概要
金融機関連携型	お取引金融機関から、代表者の連帯保証を不要とするプロパー借入が有り、一定の財務要件に合致する方
財務要件型	自己資本比率や純資産倍率など、一定の財務要件に合致する方
担保充足型	不動産担保により十分な保全をご提供いただく場合

- 低利固定金利や長期の融資が受けられます。**
県や市町村のバックアップにより、借入利率や保証料、借入期間の優遇された保証制度をご利用いただけます。
- 目的に応じた豊富な保証制度がそろっています。**
当協会では、県や市町村の保証制度の他にも、独自の保証制度を準備して、事業を行う皆様の多様な資金ニーズにお応えしています。
- 不動産担保を有効活用できます。**
当協会に担保を差入れていただいた場合、いずれの金融機関からの借入にも利用できます。また、担保設定時の登録免許税は通常よりも軽減（4/1000→1.5/1000）されています。
- 専門家からのアドバイスが無料※で受けられます。**
販路開拓や経営改善支援など、専門家から無料でアドバイスを受けることができます。
※派遣可能回数を超えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。

信用保証の仕組み



- ①金融機関窓口を経由してお申し込みいただけます。
- ②お客様・金融機関の双方から信用保証の申込（依頼）をいただきます。
- ③保証協会がお客様の企業内容や資金の効果を調査します。
- ④保証協会は金融機関に対し、信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関が信用保証書の内容に基づき貸付実行します。
- ⑥借入時の約定に従ってご返済いただきます。
- ⑦万一、業況の悪化等からご返済ができなくなった場合は、保証協会がお客様に代わって金融機関に立替払い（代位弁済）いたします。
- ⑧代位弁済後は、お客様の状況等に応じた新たな条件で、保証協会にご返済していただけます。

秋田県信用保証協会のご利用について

保証をご利用いただける方は、下記の項目に該当する方となります。

所在地、営業実績

原則として秋田県内に事業所（店舗・事務所・工場等）があって、現在適法に事業を営んでいる方。
なお、創業を予定している方、創業間もない方もご利用いただける制度があります。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、下表に該当している方

業 種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業等含む）	3 億 円 以 下	300人以下
ゴ ム 製 品 製 造 業	3 億 円 以 下	900人以下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3 億 円 以 下	300人以下
情報処理サービス業		
旅 行 業	5,000万円以下	200人以下
旅 館 業		
医療法人等	－	300人以下

ただし、NPO法人の場合は、下記の項目に該当する方となります。

業 種	従業員数
製造業等（建設業、運送業等を含む）	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業	50人以下

業 種

ほとんど全ての業種を保証の対象としていますが、農林漁業、金融・保険業などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

許 認 可

許認可を必要とする業種を営んでいる場合、許認可を取得済みの方。

保 証 限 度 額

個人・法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）
※この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠があります。

保 証 期 間

運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内

資 金 使 途

事業に必要な運転資金、設備資金
※住宅建築資金などの事業外資金、当面利用予定の無い不動産取得資金など投機的な資金は対象となりません。

連 帯 保 証 人

必要となる場合があります。（但し、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。）

担 保

不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。
※ただしお客様の事業規模、決算状況等により無担保での取扱可能額は異なります。

保証審査

保証審査は決算内容のみではなく、次のような項目を踏まえて総合的に行っています。

- 経営実態、金融機関取引状況、所有不動産状況、担保設定状況
- 支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
- 技術力、商品開発力、公的機関の認定
- 今後の成長性、経営計画

赤字・債務超過となっている方でも、今後の見通しや再建のための事業計画の策定等により、企業維持が可能と見込まれればご利用いただけます。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- 社会保険料、税金を滞納している
- 前回の保証条件が不履行となっている
- 信用保証料が未納となっている
- 現在保証を受けている債務が延滞中である（連帯保証人を含む）
- 融通手形を利用している
- 高利借入を利用している
- 社外へ資金が流出している
- 設備資金の場合、自己資金が不足している
- 当協会または他県の信用保証協会で代位弁済を受けた債務の連帯保証人となっている

保証をご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証をご利用いただくことができません。

- 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない方（創業者等を除く）
- 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6ヶ月以内の方を含む）または電子記録債権機関の取引不能・停止処分を受けている方
- 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、支払いの終わっていない方
- 競売、差押、破産等の法的手続き中の方
- 反社会的勢力等が介在していると認められる場合



責任共有制度について

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担をはかり、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった支援を行うことを目的としています。（※金融機関は代位弁済額の20%程度を負担）

なお、ほとんどの保証が責任共有制度の対象となりますが、**創業者や小規模事業者**を対象とした責任共有対象外の保証制度もあります。

信用保証料について

信用保証協会のご利用に当たっては、信用保証料をご負担いただきます。信用保証料は、お借入金額に、保証期間及びお客様の財務内容等により決定した保証料率を乗じて計算します。

保証料率表（基準となる料率）

(単位：%)									
区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (下段は特殊料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外保証料率 (下段は特殊料率)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

※特殊料率は、当座貸越やカードローン等、限度額を定めて一定期間繰返しご利用いただく場合に適用します。

信用保証料の計算方法

一括返済の場合 信用保証料＝借入金額×保証料率×保証期間

分割返済の場合 信用保証料＝借入金額×保証料率×保証期間×分割返済係数

分割返済係数表（均等分割返済の場合）

返済回数	2回～6回	7回～12回	13回～24回	25回以上
分割返済係数	0.70	0.65	0.60	0.55

【定性要因に基づく保証料割引】

① 有担保割引

土地・建物などの物的担保をご提供いただいた場合は、当該担保の評価額に応じ、0.1%の割引を行います。

② 会計参与割引

会社法に定める『会計参与』を設置している会社については0.1%の割引を行います。

信用保証協会団体信用生命保険制度について

経営者の方のご家族や、事業の承継を予定されている方の安心のため、団体信用生命保険（保証協会団信）にご加入いただけます。（加入にあたっては所定の特約料をご負担いただきます。） ご加入手続きは簡単ですので、ぜひご利用下さい。

なお、**団信加入と信用保証の諾否は全く関係ありません。**

制度のしくみ	個別の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」）と生命保険会社の間で、中小企業等を被保険者とする団体信用生命保険契約を結びます。 保証協会団信付の保証債務が完済する前に被保険者が死亡・高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務を弁済します。
加入資格	加入申込（告知日）時点で、満20歳以上満71歳未満の方で次に該当する方 ・個人事業主の場合は、本人 ・中小企業・小規模事業者には該当する法人の代表者で、かつ保証付融資の連帯保証人となる方
融資形式	融資金額100万円以上1億円以内、証書貸付で期間1年以上の分割返済 ※ご加入いただける保険金額は、1被保険者1億円が限度です。

主な保証制度一覧（秋田県制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。

令和5年4月1日現在

制 度 名		略 称		借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率 (企業負担、%)	担 保	取扱金融機関※⑪	備 考	
秋田県の特別保証制度	中小企業振興資金	一 般 資 金	振 興 固 定		1 億円	運転 7 年 設備 10 年	1.95	1.55以内 (※②)	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい	借入から完済まで借入利率が一定となります。
			振 興 変 動			運転 10 年 設備 15 年	1.70 (※④)				借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。
			S D G s 推 進 枠	固 定		運転 7 年 設備 10 年	1.75				経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、秋田県認定・表彰の「秋田県SDG s パートナー制度」、「秋田県版健康経営優良法人」、「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人」、「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て支援知事表彰」「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」のいずれかを取得している企業が対象となります。
				変 動		運転 10 年 設備 15 年	1.50 (※④)				従業員数20名以下（商業、サービス業は5名以下）の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。
		小 規 模 事 業 振 興 資 金	マ ル 小	(県小口と合算で) 2,000万円	運転 7 年 設備 10 年	1.95	0.45以内 (※③)	従業員数20名以下（商業、サービス業は5名以下）の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。			
		流 動 資 産 融 資 保 証	県 A B L	1 億円	1 年 (更新可)	1.60	0.68以内	在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。			
	中小企業災害復旧資金	災 害 復 旧	3,000万円	10 年	1.35	0	原則不要	災害によって事務所棟が罹災した企業が対象となります。（市町村の罹災証明が必要です。）			
	経営安定資金	経 営 安 定 資 金 (通 常 枠)	受 注 減		8,000万円	10 年	1.55	1.55以内 (※②)	必要に応じ	この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上	
			連 倒					1.55以内 (※③)		倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。	
		借 換 枠	借 換		2億8千万円	10 年	1.40	1.55以内	原則不要	既存の緊急経済対策枠、23年地震資金及びコロナ関連制度等の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。	
		特 別 改 善 枠	経 営 安 定 再 生		8,000万円 5,000万円	12 年	1.95	1.55以内 (※②)		中小企業活性化協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。	
		新型コロナウイルス感染症対策枠	経 営 安 定 コ ロ ナ 対 策		8,000万円	10 年	1.35	1.40以内 (※⑦)		商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。	
		原油・原材料等価格高騰対策枠	経営安定価格高騰		4,000万円	10 年	1.35	1.40以内 (※⑧)	必要に応じ	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少している方が対象です。	
		秋田県伴走支援型特別保証 (ウィズ・アフターコロナ枠)	県 伴 走 特 別		1 億円	10 年	1.55	1.15以内 (※⑨)		新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の資金円滑化を支援すると共に金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や収益力改善を支援します。	
		秋田県事業再生計画実施関連保証 < 感 染 症 対 策 型 > (事 業 再 生 枠)	県改善サポ感染		2億8千万円	15 年	1.75	0.2		新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した「事業再生計画」に基づき、事業再生を行う中小企業者への資金調達を支援します。	
		事業革新資金	事 業 革 新 資 金	新事業事業革新		1 億円 (※⑫)	10 年	1.30	0.60以内	必要に応じ	この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場（海外を含む）進出による事業展開を図ろうとする方
			事業革新資金賃金水準向上枠	事業革新(賃金向上)		2 億円			0		上記③または④に該当する方で賃金水準向上計画を策定している方。
	事業承継資金	秋 田 県 事 業 承 継 資 金	県 事 業 承 継		1 億円 (※⑤)	10 年	1.30 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けた方は1.10%)	0	必要に応じ	次の何れかの方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③ 事業承継により従業員等が代表となった法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。） ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方	
		秋 田 県 事 業 承 継 資 金 融 資 特 別 保 証 (経 営 者 保 証 特 別 枠)	バ ト ン タ ッ チ		2 億円	10 年	1.30 (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方は1.10%)	0		事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。	
		秋 田 県 経 営 承 継 借 換 資 金 融 資 制 度 (経 営 者 保 証 特 別 枠)	県 承 継 借 換		2 億円	10 年		0		経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。	
		再生可能エネルギー設備資金	エ ネ ル ギ ー 設 備		2 億円	15 年	1.30	1.07以内		発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。	
	再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 産 業 参 入 支 援 資 金	エ ネ ル ギ ー 産 業 参 入		2億8千万円	0			再生可能エネルギー発電事業を行う方又は同発電設備に関連する事業を行う方の必要資金を支援します。			
	中小企業連携支援資金	グ ル ー プ 連 携		5,000万円	10 年			1.30	0.60以内	異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。	
	そ の 他	中小企業アグリサポート資金	県 ア グ リ		2,500万円	10 年	1.55	0.60以内	原則として保証金額が2億円を超える場合は担保が必要	農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。（農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く）	
		賃金水準向上資金融資保証 (中小企業特定社債保証)	賃 金 水 準 向 上 (社 債)		3千万円以上 5億6千万円以内 (※⑩)	2 年～7 年	金融機関所定	0		適債基準を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定している方が対象です。	
		秋田県小口零細企業保証	県 小 口		2,000万円	運転 7 年 設備 10 年	1.75	0.50以内		原則不要	従業員20名（商業・サービス業は5名）以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。
責任共有制度の対象除外資金	創業支援資金	秋 田 県 創 業 支 援 資 金	県 創 業 関 連		3,500万円 (※⑥)	10 年	1.30 (創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.10%)	0.60以内	不要	これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。	
			女性・若者支援枠		2,500万円		1.10	0		上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。	
		秋田県スタートアップ 創 出 促 進 資 金	ス リ ー S 保 証 エス		3,500万円 (※⑥)		1.30 (創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.10%)	0.80以内		これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調達を支援します。 (税務申告1期末終了の場合は、創業資金総額の1／10の自己資金が必要になります。)	
			女性・若者支援枠		2,500万円		1.10	0.2以内		上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。	
	秋 田 県 再 建 企 業 特 別 融 資 資 金	県 再 起		3,500万円 (※⑥)	10 年	金 融 機 関 所 定	0.70以内	不要	過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5 年以内に新たに創業する方が対象です。		
		県 事 業 再 生		1 億円	1 年	金 融 機 関 所 定	1.2以内	必要に応じ	法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。		

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。（県ABL、借換枠、エネルギー設備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く） ※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。
※③ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※④ お借入後の利率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑤ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円 ※⑥ 県創業関連、スリーS保証、県再起については、合算で3,500万円が上限となります。 ※⑦ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は4号認定の場合0.68%、5号認定の場合0.56%となります。 ※⑧ セーフティネット5号又はセーフティネット4号又はセーフティネット5号を併用する場合は、保証料率が0.2%となります。 ※⑨ 保証限度額は4億5千万円となります。 ※⑩ 「賃金水準向上（社債）」は、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、JA秋田しんせいを除く金融機関、「県小口」は商工組合中央金庫を除く金融機関でのお取り扱いとなります。 ※⑪ 環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円。

秋田県制度 Pick Up

秋田県貸金水準向上資金融資保証（中小企業特定社債保証）

生産性の改善や規模拡大により、貸金水準の向上に取り組もうとする県内中小企業者に対して、疑似資本ともいえる長期安定的な資金調達を支援する制度です。

本制度の特徴

○2年から7年後の一括返済が可能です。

○県から信用保証料の全額補給が受けられます。

○計画終了年度まで毎年金融機関に計画の実行状況の報告が必要です。

※本制度は取扱い金融機関に対し、保証料及び事務委託手数料等が別途発生します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。

以下の要件に該当する方がご利用できます。

☑利用要件チェック

次の適債基準表の純資産総額のいずれかに該当し、①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を満たし、給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を3年以上実施するための計画を策定している方

＜適債基準＞		純資産の額	5千万円以上 3億円未満 (1)	3億円以上 5億円未満 (2)	5億円以上 (3)
項 目					
①	自己資本比率		20%以上	20%以上	15%以上
②	純資産倍率		2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
③	使用総資本事業利益率		10%以上	10%以上	5%以上
④	インタレスト・カバレッジ・レーシオ		2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

発 行 限 度 額	3千万円以上5億6千万円以内
保 証 期 間	2年以上7年以内
発 行 利 率	金融機関所定
保 証 料 率	0%（全額県補給）
資 金 使 途	事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。

主な保証制度一覧（国制度・協会制度）

制 度 名		略 称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率 (企業負担、%)	担 保	取扱金融機関	備 考
国・保証協会の特別保証制度	継 続 型 短 期 融 資 保 証	継 続 短 期 継続短期 (SDGs型)	100万円以上 5,000万円以内	1 年 (ただし、5 回ま で更新可能)	1.5以内	1.80以内	必要に応じ	約定書締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
	経 営 相 談 付 長 期 設 備 資 金	順 風 満 帆	2,000万円以上 2億8千万円以内	20年		1.75以内			SDGsに賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行う方が対象となります。
	当 座 貸 越 根 保 証	当 貸	2億8千万円	2 年 (更新可)		1.80以内	必要に応じ		設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、外部の専門家を派遣しサポートを行います。
	事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	カ ー ド	2,000万円						予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
	小規模企業者カードローン	カ ー ド mini	一般枠：300万円 創業者枠：100万円						金融機関のA T Mやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
	経 営 承 継 関 連 保 証	経 営 承 継	2億8千万円	運 転 10年 設 備 15年		1.62以内	原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組（当貸除く）、みずほ銀行、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行（当貸のみ）、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行、商工中金（当貸のみ）、かつの農協（当貸のみ）	従業員数20名以下（商業、サービス業は5名以下）の小規模企業者の方のタイムリーな資金調達を支援します。
	特 定 経 営 承 継 関 連 保 証	特 定 経 営 承 継	2億8千万円						事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など）
	経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	経 営 承 継 準 備	2億8千万円						事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（前代表者が所有する株式等取得資金など）
	特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	特 定 経 営 承 継 準 備	2億8千万円						他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（M&Aによる株式等取得資金など）
	事 業 承 継 特 別 保 証	承 継 特 別	2億8千万円	10年		1.15以内	必要に応じ	約定書締結金融機関	事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など）
	経 営 承 継 借 換 関 連 保 証	承 継 借 換	2億8千万円			1.90以内 (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方は1.15%以内)			事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。
	事 業 承 継 サ ポ ー ト 保 証	事業承継サポート	2億8千万円			1.15			経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。
	創業者不動産取得支援保証	不動産取得(創業)	1億円	15年		1.80以内	必要		事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達できます。
	税 理 士 推 薦 特 別 保 証	税 理 士 推 薦	2,000万円 (直近における平均月商の3カ月の範囲内)	20年		1.90以内	原則不要		事業開始後1年未満の方が、不動産取得する際の資金調達を支援します。
	伴 走 支 援 型 特 別 保 証	伴 走 特 別	1億円	10年		1.15以内	原則不要		東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調達を支援します。
	事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 (感 染 症 対 応 型)	改 善 サ ポ 感 染	2億8,000万円	15年		0.20	必要に応じ		新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や収益力改善を支援します。
	流 動 資 産 担 保 融 資 保 証	流 動 資 産	2億円	1 年 (更新可)		0.68以内	在庫または売掛債権のみ		新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援します。
									在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。

秋田県伴走支援型特別保証（ウィズ・アフターコロナ枠）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者への資金調達を行うにあたり、経営に係る現況・課題を克服するための取組事項などを盛り込んだ「経営行動計画書」を作成し、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、中小企業者の経営の安定や収益力改善を図るための制度です。

本制度の特徴

○国から一部信用保証料の補助が受けられます。

○金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告が必要です。

以下のいずれかの要件に該当する方がご利用できます。

☑利用要件チェック

(1) セーフティネット4号の認定を受けた方

(2) セーフティネット5号の認定を受けた方

(3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること

①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること

ii 最近1ヶ月間の売上高総利益率が直近決算と比較して5%以上減少していること

iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少していること

iv 最近1ヶ月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること

v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少していること

vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少していること

借 入 限 度 額	1億円
保 証 期 間	10年以内（据置期間 5 年以内）
借 入 利 率	1.55%
保 証 料 率	(1) (2) 0.2% (3) 1.15%以下
資 金 使 途	(1) (2) 経営の安定に必要な資金 (3) 事業に必要な資金

秋田県スタートアップ創出促進資金『スリー^{エス}保証』

創業時における資金調達にあたり、経営者保証を不要とすることで中小企業者の積極的な事業展開を支援する制度です。

本制度の特徴

○経営者保証が不要となる制度です。

○創業を予定されている方または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1／10以上の自己資金が必要となります。

○法人設立から3年目、5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、[ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）]を金融機関に提出することが必要です。

以下の①～⑤の要件のいずれかに該当する方がご利用できます。

☑利用要件チェック

①事業を営んでいない個人で2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある

②事業を営んでいない個人が設立した法人で設立から5年未満である

③分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

④分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である

⑤事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

借 入 限 度 額	3,500万円（女性・若者支援枠2,500万円）
保 証 期 間	10年以内（据置1年以内） ※申込金融機関から同時にプロパー借入を行う、または申込時にプロパー借入残高がある場合は、据置期間を3年以内にすることができます。
借 入 利 率	1.30%（創業塾等修了者、移住後3年以内、女性・若者支援枠は1.10%）
保 証 料 率	0.80%（女性・若者支援枠0.20%）
資 金 使 途	事業に必要な資金

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。

令和5年4月1日現在

主な保証制度一覧（市町村制度）

令和5年4月1日現在

① 一般資金（原則として、責任共有制度の対象となります）

市町村名	略 称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利（％）
秋 田 市	マ ル 市	運転・設備	3,000 万円	10 年	1.75
男 鹿 市	マ ル 男		1,500 万円		
潟 上 市	マ ル K		2,000 万円		
五 城 目 町	マ ル 五		1,000 万円		
八 郎 潟 町	マ ル 八		1,000 万円		
井 川 町	マ ル 井		1,000 万円		
大 潟 村	マ ル 潟		1,000 万円		
大 館 市	マ ル 大	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.75
鹿 角 市	マ ル 鹿		2,000 万円		
北 秋 田 市	マ ル 北		1,500 万円		
小 坂 町	マ ル 坂		1,000 万円		
上 小 阿 仁 村	マ ル 上		1,000 万円		
能 代 市	マ ル 能	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.75
八 峰 町	マ ル 樺		1,000 万円		
三 種 町	マ ル 三		2,000 万円		
藤 里 町	マ ル 藤		1,000 万円		
由 利 本 荘 市	マ ル 荘	運転・設備	2,000 万円	7 年	1.95
に か ほ 市	マ ル に		2,000 万円	10 年	
大 仙 市	マ ル 仙	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.75
仙 北 市	マ ル セ		2,000 万円		
美 郷 町	マ ル 美		1,500 万円		
横 手 市	マ ル 横	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.75
湯 沢 市	マ ル ゆ		2,000 万円		
羽 後 町	マ ル 羽		2,000 万円	15 年	所定
東 成 瀬 村	マ ル 東	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.75
			2,000 万円		

② 小規模事業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 従業員数 20 名以下（商業・サービス業の場合は 5 名以下）で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000 万円以内となる小規模企業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利（％）
秋 田 市	マ ル 市 小	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.55
男 鹿 市	マ ル 男 小		1,500 万円		
潟 上 市	マ ル K 小		1,250 万円		
五 城 目 町	マ ル 五 小		1,000 万円		
八 郎 潟 町	マ ル 八 小		1,000 万円		
井 川 町	マ ル 井 小		1,000 万円		
大 潟 村	マ ル 潟 小		1,000 万円		
大 館 市	マ ル 大 小	運転・設備	1,250 万円	10 年	1.55
鹿 角 市	マ ル 鹿 小		2,000 万円		
能 代 市	マ ル 能 小	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.55
八 峰 町	マ ル 樺 小		1,000 万円		
三 種 町	マ ル 三 小		2,000 万円		
藤 里 町	マ ル 藤 小		1,000 万円		
由 利 本 荘 市	マ ル 荘 小	運転・設備	2,000 万円	7 年	1.75
に か ほ 市	マ ル に 小		2,000 万円	10 年	
大 仙 市	マ ル 仙 小	運転・設備	1,250 万円	10 年	1.55
仙 北 市	マ ル セ 小		1,250 万円		
美 郷 町	マ ル 美 小		1,250 万円		
横 手 市	マ ル 横 小	運転・設備	1,250 万円	10 年	1.55
湯 沢 市	マ ル ゆ 小		2,000 万円		
羽 後 町	マ ル 羽 小		2,000 万円	10 年	所定
東 成 瀬 村	マ ル 東 小	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55
			2,000 万円		

③ 創業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 不動産取得に係る資金は対象外となります。（マル市創業を除く）

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利（％）
秋 田 市	マ ル 市 創 業	運転・設備	2,000 万円	10 年	1.55 (1.75)
秋 田 市	マ ル 無		500 万円		1.55
男 鹿 市	マ ル 男 創 業		1,000 万円		1.55
五 城 目 町	マ ル 五 創 業		1,000 万円		
八 郎 潟 町	マ ル 八 創 業		1,000 万円		
井 川 町	マ ル 井 創 業		1,000 万円		
大 館 市	マ ル 大 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55
鹿 角 市	マ ル 鹿 創 業		1,000 万円		
小 坂 町	マ ル 坂 創 業		1,000 万円		
能 代 市	マ ル 能 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55
八 峰 町	マ ル 樺 創 業		1,000 万円		
三 種 町	マ ル 三 創 業		2,000 万円		
藤 里 町	マ ル 藤 創 業		1,000 万円		
に か ほ 市	マ ル に 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.75
大 仙 市	マ ル 仙 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55
仙 北 市	マ ル セ 創 業		1,000 万円		
美 郷 町	マ ル 美 創 業		1,000 万円		
横 手 市	マ ル 横 創 業	運転・設備	1,000 万円	10 年	1.55

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。（各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。）
- 保証料は各市町村で全額補給しております。（ただし、創業資金のうち、スタートアップ創出促進保証に準拠する場合、一部保証料負担が発生する場合がございます。）
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

専門家派遣について

秋田県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者の皆様が**強みを伸ばし、課題を解決するための**お手伝いとして専門家派遣を実施しています。

原則**1回4時間、最大7回まで無料**でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

例えば、
こんな時に

▶

○もっと販路を開拓したい ○他の企業と協力して、より特色ある事業展開をしたい
○新しいメニューを開発したい ○経営改善計画を策定したい
○店舗のディスプレイやパッケージデザインを工夫して、売上アップにつなげたい
など

ご利用いただける方

専門家による診断助言が必要であると認められ、現に当協会をご利用されている方、または新たに当協会をご利用いただける見込みの方。これから創業を予定している方もご利用いただけます。

原則 1 企業につき、2 年まで連続利用可能です。

専門家の分野

経営全般の他、マーケティング、生産管理、商品開発、パッケージデザイン、税務会計など様々な分野の専門家があり、お客様のニーズに応じてきめ細かな対応が可能です。

【専門家派遣に関するお問い合わせ】 経営支援課 TEL018 (863) 9015

創業支援について

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会創業支援チームが、創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

女性の方の創業に関するご相談は、女性創業支援チームポラリスがお受けします。

企業訪問・フォローアップ

お客様を訪問し、創業後の状況やお悩みなどを共有し、お客様の課題解決に向けてサポートを行います。

起業家交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、不安感の解消や人脈の形成のお手伝いとして、起業家同士の交流会の場をご提供します。

支援メニューの提供

創業のための準備や創業に関する保証制度、関係機関の補助金や相談窓口などの情報をご提供します。

事業承継支援について

当協会では、経営者の高齢化、後継者不在による事業承継問題が深刻化している状況を踏まえ、事業承継をお考えのお客様に対して、様々な支援を行います。

企業訪問・支援機関との連携

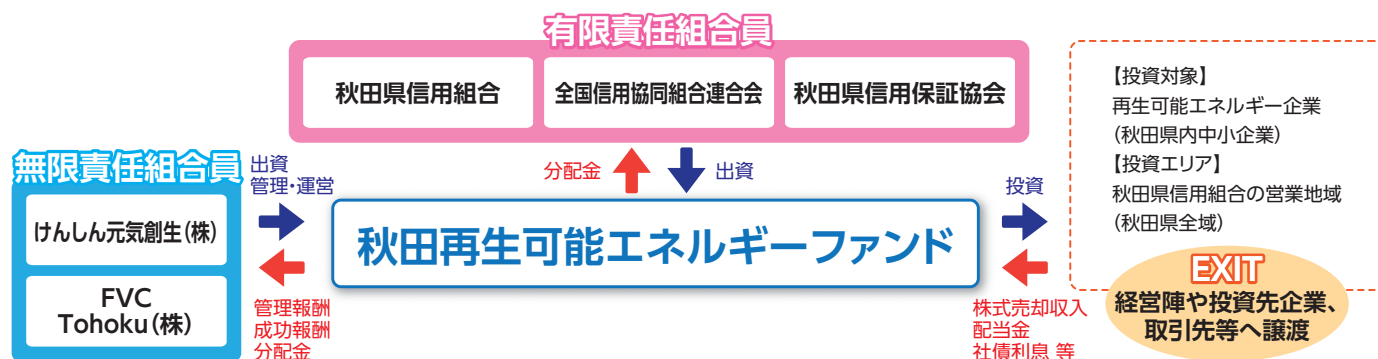
将来の事業存続に課題や悩みを抱えるお客様を訪問し、事業承継に向けた準備や、事業承継相談機関等へ紹介するなど具体的な手続きのお手伝いをします。

金融支援

企業間買収（M&A）や従業員等による企業買収（EBO）など、事業承継の形態に応じてご利用できる特別保証制度をご用意しております。

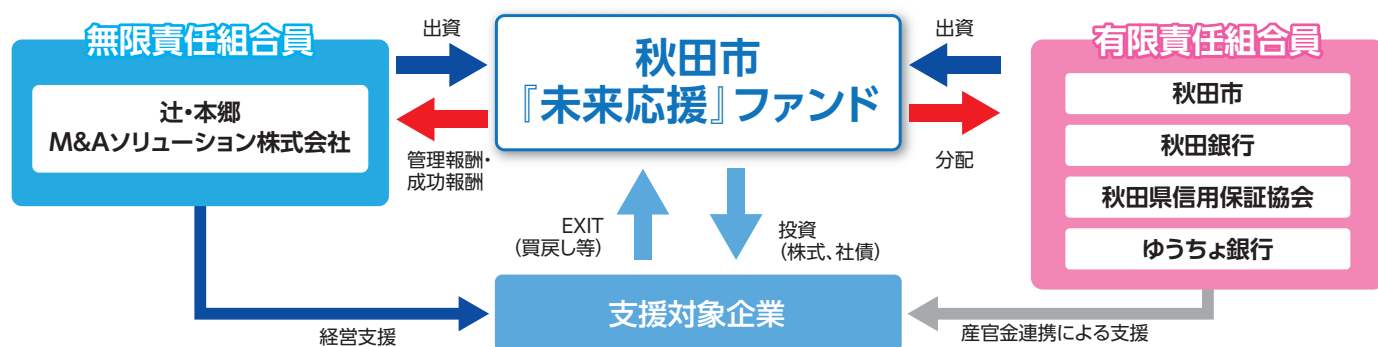
「秋田再生可能エネルギーファンド」のご案内

当協会では、自然豊かな秋田県の強みを活かして再生可能エネルギー関連事業に取り組む県内中小企業者・小規模事業者の皆様への応援を一層強化すると共に、地方創生に貢献することを目的として「秋田再生可能エネルギーファンド」に出資しています。



「秋田市『未来応援』ファンド」のご案内

当協会では、秋田市内で新たに事業を立ち上げるベンチャー企業や新事業展開、事業承継を検討される中小企業者・小規模事業者の皆様への応援を一層強化すると共に、地方創生に貢献することを目的として「秋田市『未来応援』ファンド」に出資しております。



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>

本 所	〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)		
総務企画部		TEL 018 (863) 9011	FAX 018 (863) 9188
経営支援部		TEL 018 (863) 9015	FAX 018 (863) 9188
秋田東営業室		TEL 018 (863) 9016	FAX 018 (863) 9010
秋田西営業室		TEL 018 (863) 9018	FAX 018 (863) 9010
債権管理室		TEL 018 (863) 9017	FAX 018 (863) 9010
大館支所	〒017-0897 大館市字三の丸90番地	TEL 0186 (49) 2281	FAX 0186 (49) 2280
能代支所	〒016-0817 能代市上町 6番28号	TEL 0185 (54) 2377	FAX 0185 (55) 2264
本荘支所	〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4	TEL 0184 (22) 5330	FAX 0184 (22) 5332
大曲支所	〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号	TEL 0187 (63) 1811	FAX 0187 (63) 1812
横手・湯沢支所	〒013-0046 横手市神明町2番27号	TEL 0182 (32) 2361	FAX 0182 (32) 2363